

選挙啓発動画募集事業要綱

1 名称

選挙啓発動画募集事業

2 目的

本年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が「18歳以上」へ引下げられたことを踏まえ、新たに有権者となる若者をはじめ、一般県民の皆さんに、選挙啓発動画の制作を通じて、選挙に対する理解を深めていただくとともに、優秀作品を選挙啓発の素材として活用することにより、幅広く県民の主権者意識の醸成を図ることを目的とします。

3 主催

徳島県選挙管理委員会
徳島県明るい選挙推進協議会連合会
徳島県教育委員会

4 募集期間

平成27年11月16日（月）から平成28年1月15日（金）まで
※平成28年1月15日必着

5 募集作品

(1) 作品テーマ

「18歳選挙権」

・若者が積極的に投票に行こうとする気持ちになる動画

※詳細は別紙「テーマ説明」を参照

(2) 作品種別（時間）

①スポット作品：15秒または30秒程度の選挙啓発への活用を想定した作品

②一般作品：3分から5分以内の小・中学校の授業での活用を想定した作品

(3) 作品規格

①一般的な実写動画を基本としますが、CG、アニメ、静止画編集なども可能です。

②動画ファイルの形式は、AVI、MOV、MPEG1・2・4、WMV、FLV、XAVCなどにしてください。

6 応募資格

徳島県内に在住する高校生以上の個人またはグループ

※プロの応募も可能

7 応募方法

(1) 郵送又は持ち込みによる応募の場合

デジタル化した作品をCD-RやDVD-Rに保存、同封の上、「応募票」を添えて、後述「8 応募先」へ郵送してください。

また、ディスクの表面には「グループ名（個人の場合は氏名）、作品名、ファイル形式、時間」を明記してください。

持ち込みの場合は、平日、午前8時30分から午後5時15分までの間に、後述「8 応募先」までご持参ください。

(2) YouTubeによる応募の場合

動画投稿サイト「YouTube」を利用して応募する場合は、募集期間内に、応募者アカウントの「YouTube」チャンネル上に応募作品をアップロード並びに公開を行うとともに、公開済みのURLを応募票に記載の上、後述「8 応募先」まで提出してください。

また、応募作品のアップロードを行う際は、タイトルのみを記載し、応募作品の内容等その他の情報は、応募票に記載してください。

なお、募集期間経過後に作品を変更したと認められる場合は、失格となります。

※「応募票」の提出方法

①応募票は、徳島県選挙管理委員会のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、後述「8 応募先」まで提出（郵送又はメール）してください。

②応募票で表現しきれない説明がある場合は、別資料として添付してください。

8 応募先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地（県庁7階北側 市町村課内）
徳島県選挙管理委員会事務局

電話 088-621-3205

ファクシミリ 088-621-2829

電子メール senkyokanri@pref.tokushima.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015101300018/>

9 審査選定・結果発表

(1) 審査選定

審査会において審査を行った上で、以下のとおり選定します。

【全体】最優秀賞 1作品（賞金10万円）、優秀賞 2作品（同5万円）

【学生】奨励賞 「スポット作品」部門 最大3作品（同3万円）

「一般作品」部門 最大3作品（同3万円）

※「学生」とは、高等学校（特別支援学校高等部を含む）、高等専門学校、専修学校、大学（短期大学及び大学院を含む）に在籍する方又はそのグループを指します。

(2) 審査基準

概ね次の項目において評価を行います。

- ①若者の投票意識向上に資する内容であるか。
- ②興味・関心を引き付けられる内容であるか。
- ③従来の枠にとらわれることなく、斬新な内容であるか。
- ④理解しやすく、広く県民に受け入れられる内容であるか。

(3) 結果発表の時期等

2月中旬頃に各賞の受賞者名と作品を県のホームページで発表するとともに、受賞者には書面で通知します。

10 表彰式

日時：平成28年2月下旬頃

場所：未定

11 留意事項

- (1) 応募作品の内容は、公職選挙法等の法令に抵触しないものとし、特定の候補者、政党等を連想させる内容は避け、併せて政治的中立性に配慮してください。
また、人物を出す場合は、選挙運動に一切関わらない者としてください。
- (2) 応募作品の内容は、実名など個人情報およびプライバシーを侵害せず、また、公序良俗に反しないものとしてください。
- (3) 応募作品に関するすべての著作物が、制作者、並びにその関係者以外の第三者の権利を侵害していないものとしてください。
- (4) 応募作品の権利が複数にわたる場合は、代表者にその権利が帰属するまたは代表者が権利処理を行えるものとしてください。
- (5) 応募作品は、過去に他のコンテストに応募した作品も応募可能ですが、受賞・入賞した作品や営利目的で既に商品化、販売されている作品は応募できません。
- (6) 徳島県から有償委託されている場合や補助金を受けて制作した作品は応募できません。
- (7) 既成のキャラクターやシナリオ、音楽などを使用する場合は、応募者の責任で予め著作権を有する原作者や作曲家などの使用承諾を得てください。
- (8) 著作権フリー素材を使用する場合は、各素材の使用規約に従ってください。
- (9) 万一、第三者から権利侵害や損害賠償を主張された場合、主催者は一切責任を負いません。
- (10) 応募された応募票並びに応募作品は返却できません。
また、作品の制作や応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (11) 応募作品の著作権は、原則として応募者に帰属します。
但し、主催者及び主催者が認める者は、選挙啓発を目的として、応募作品を永続的に無償で使用すること、また応募作品を再編集して使用できるものとします（応募作

品を受け付けした時点で、翻案権・複製権・上映権・送信可能化権・公衆送信権の行使などを許諾したものとします)。

(12) 上記(11)の条件は、応募作品の著作権やパブリシティ権(放映権や出版権など)、二次著作権(翻案権)が第三者に移転した場合にも継承されることとします。

このため、応募者は応募作品を第三者に有償・無償の別を問わず譲渡、若しくは、貸与する場合には、応募者の責任において第三者との間でこの旨の事項を盛り込んだ契約を締結してください。

(13) 「YouTube」を使用する場合は、プライバシーポリシーや利用規約等を守った上で、使用してください。

12 その他

(1) 応募の際提出された個人情報、本事業の実施・運営のために利用するほか、主催者に関する各種情報提供の目的にのみ利用します。

(2) 本要綱に記載されていない事項については、すべて主催者が決定・実施します。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。